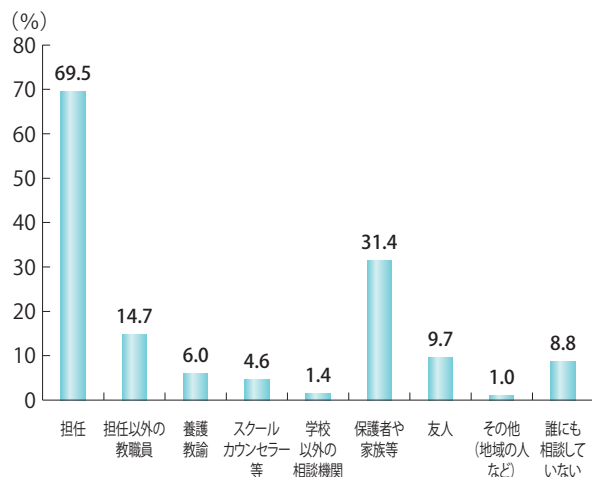
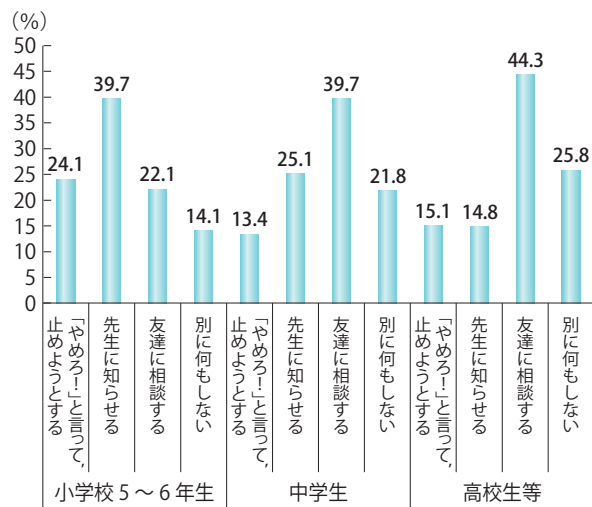


第1-3-19図 いじめられた者の相談相手
(平成23年度)

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第1-3-20図 いじめを見たときの対応
(平成21年)

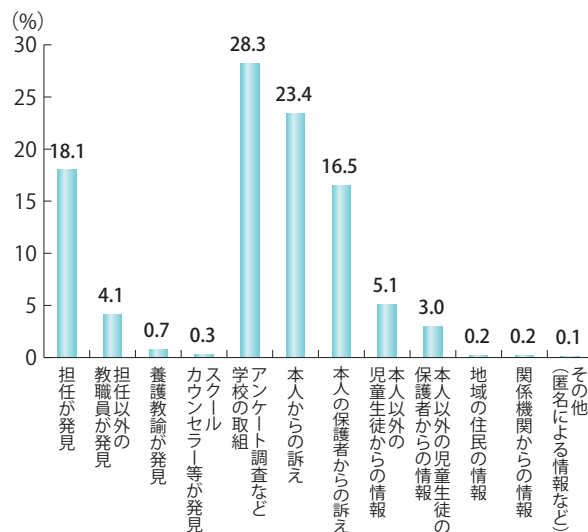
(出典) 厚生労働省「全国家庭児童調査」

(注)「高校生等」とは、高校生と各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒の合計。

いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」(28.3%)が最も多く、本人からの訴え(23.4%)が続いている(第1-3-21図)。いじめ実態把握のためのアンケート調査を平成23(2011)年度中に実施した学校は全体で9割を超えている。(第1-3-22図)

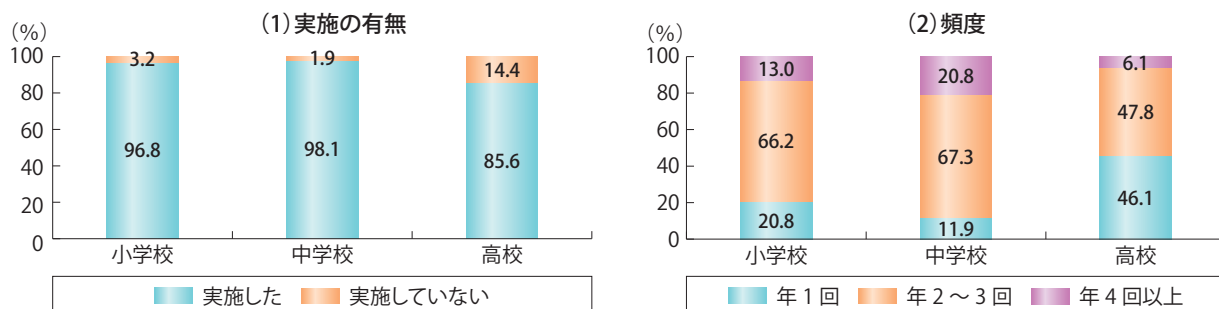
定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設けるため、アンケート調査の一層の充実を図るとともに、個別面談や日記の活用など更に必要な取組を充実させることが必要である。

第1-3-21図 いじめの発見のきっかけ(平成23年度)



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第1-3-22図 いじめの実態把握に関するアンケート調査の実施状況

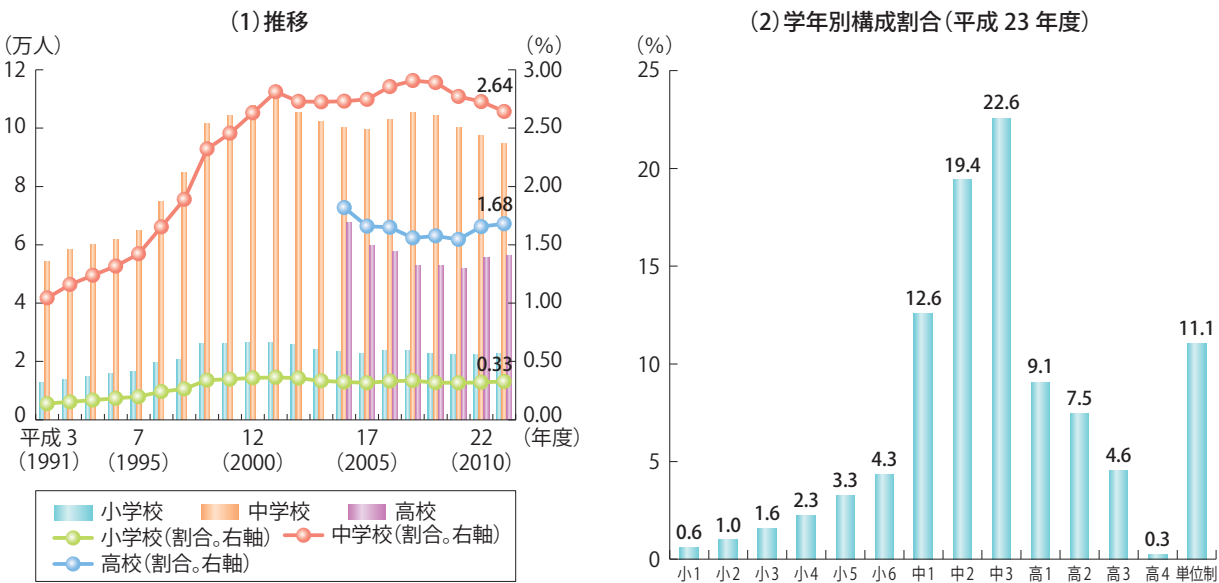


(出典) 文部科学省「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」(平成24年11月)

(2) 不登校

不登校児は、小学校ではほぼ横ばい、中学校では減少傾向、高校では増加傾向。
不登校児は、1990年代に中学校を中心に増加した。近年は、小学校ではほぼ横ばい、中学校では減少傾向、高校では増加傾向にあり、平成23（2011）年度には、小学校では22,622人（全体に占める割合0.33%）、中学校では94,836人（同2.64%）、高校では56,292人（同1.68%）である（第1-3-23図（1））。学年別の構成割合をみると、中学校2年生と3年生で全体の4割強を占めている（第1-3-23図（2））。

第1-3-23図 不登校児の状況



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
(注) 1 ここでの不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子どものうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。
2 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）。高校は平成16年度から調査。

不登校児が在籍している学校は、小学校全体の43.8%、中学校全体の85.1%、高校全体の82.6%となっており、中学校・高校ではほとんどの学校に不登校児が在籍している。（第1-3-24表）

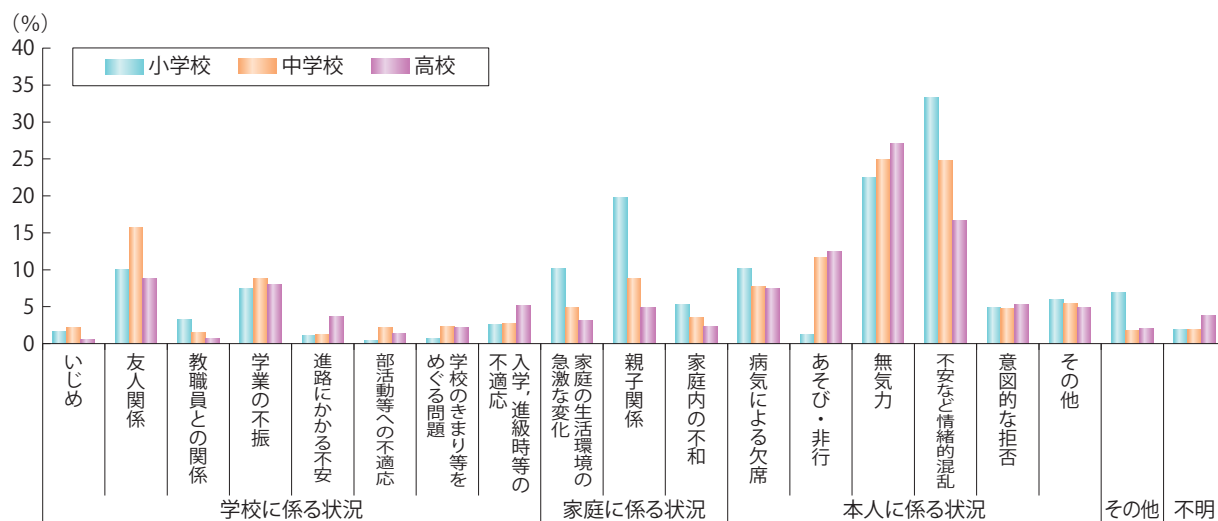
不登校となったきっかけは、小学生では「不安など情緒的混乱」「無気力」「親子関係」が多く、中学生・高校生と比べると、家庭に係る状況が相対的に多い。中学生では、「不安など情緒的混乱」と「無気力」が並び、「友人関係をめぐる問題」「あそび・非行」が続く。高校生では、「無気力」が最も多く、次いで、「不安など情緒的混乱」「あそび・非行」となっている。（第1-3-25図）

第1-3-24表 不登校児が在籍する学校 (平成23年度)

	不登校児在籍学校数 (校)	全学校に占める割合 (%)
小学校	9,518	43.8
中学校	9,191	85.1
高 校	4,639	82.6

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第1-3-25図 不登校になったきっかけと考えられる状況（平成23年度）



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 不登校児数に対する回答割合（複数回答可）。

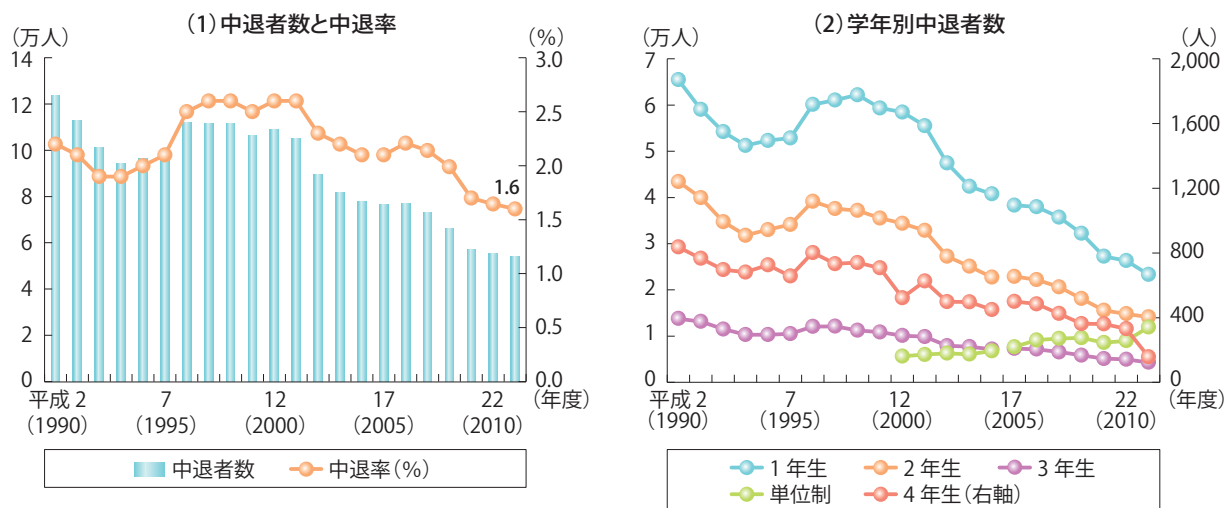
(3) 高校中退

高校中退者は減少が続く。

高校を中途退学する者は、1990年代半ばに増加した後、2000年代に入ってから減少が続いている。中途退学する者の全体に占める割合（中途退学率）も低下が続いている。平成23（2011）年度の中途退学者数は53,869人、中途退学率は1.6%である。（第1-3-26図（1））

学年別にみると、高校1年生が23,320人で全体の約4割を占めているが、単位制を除き、いずれの学年でも減少が続いている。（第1-3-26図（2））

第1-3-26図 高校における中途退学者



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 調査対象は、平成16（2004）年度までは公・私立高等学校、平成17（2005）年度から国公立高等学校。